



生活指導部だより

都立五日市高校定時制
生活指導部
令和8年度
第1号

この生活指導部だよりは、**安心・安全な学校**を目指すために生活指導部の視点から様々な情報を発信するためのものです。学校を作るのは、みなさん一人一人の行動です。生活指導部だよりの内容を確認し、自分の生活を振り返る機会にしましょう！

【今回のテーマ：安心・安全】

○自転車の交通違反に「青切符」

令和8年4月1日から、**16歳以上の自転車利用者**を対象に、交通反則通告制度、いわゆる「**青切符**」が適用されています。これは、自転車の危険な交通違反に対して反則金を納める手続が設けられたものです。**全部で113種類の項目**が定められています。

≪赤切符（今までの違反）との違い≫

項目	青切符	赤切符
対象	信号無視などの 軽微な違反	重大な違反 事故を起こした時
お金	反則金 3,000～12,000円	刑事罰（罰金） 金額は裁判で決定
前科	つく可能性あり	つく可能性あり

≪該当行為の例≫

項目	ながら運転	信号無視	無灯火
違反金	12000円	6000円	5000円



○もし違反をしてしまったら...

「交通違反告知書（青切符）」と「納付書」を受け取り

7日以内に銀行・郵便局で反則金を納付しましょう！

期限内に手続きをしないと刑事手続きに移行し

場合によっては『前科』がつく可能性があります

○あなたの運転を振り返ろう！！

高校生がやりがち！ ～自転車違反10選～

- | | |
|------------|------------|
| ① スマホ使用 | ⑥ 傘さし運転 |
| ② 信号無視 | ⑦ 無灯火（夜間） |
| ③ 逆走（右側通行） | ⑧ 一時不停止 |
| ④ 歩道走行 | ⑨ 二人乗り |
| ⑤ イヤホン使用 | ⑩ 遮断踏切への侵入 |

普段のあなたの行動を振り返ってみましょう

上記の行為は全て、青切符の違反行為に該当します

16歳以上が対象となるため、**高校生の皆さんも関係する制度です**。毎日の登下校で自転車を使う人にとって、交通ルールを守ることは自分の命を守るだけでなく、周囲の人を守ることにもつながります。「少くく大丈夫」と思った行動が、大きな事故につながることもあります。まずは、自分の運転を見直すことから始めましょう！

○みんなでつくる学校生活

今回は交通安全をテーマにお話ししましたが改めて考えてみてください。なぜ交通ルールがあるのでしょうか。ルールは、一人一人が安心して、みんなで気持ちよく生活するためにあります。これは学校生活でも同じです。互いに過ごしやすい環境をつくるために、学校のルールも一人一人が意識し、守っていきましょう！！

